

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

# DAY-GO!

Daido Always by Your Side

## くるまの保険

シートベルトも  
大事だけど。



くるまの保険



すまいの保険



けがの保険

3つのDAY-GO! 保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、お客さまとご家族を取り巻く様々なリスクからしっかりお守りし、あんしん・あんぜんをご提供いたします。

# 自動車保険って、なぜ必要なの？



自賠責保険では、「物の損害」や、お車を運転していた方ご自身の補償はされません。また、事故の被害者の方が亡くなってしまったり、後遺障害などが残ってしまった場合、自賠責保険の補償限度額をはるかに超える事例も多いのが現状です。自賠責保険ではカバーしきれない自動車事故への備えとして、「自動車保険」へのご加入をおすすめします！

## ❖お車を運転するとき以下のような不安はありませんか？

- 子どもが突然飛び出して来て、ケガをさせてしまった。治療費をどうしよう…。
- 相手の車に追突してしまった。修理費はどうしよう…。
- 自分もケガをしてしまった。だけど相手が保険に入っていないみたい。治療費はどうなるのだろう…。
- 買ったばかりの車なのに、ガードレールにぶつけてしまい、ドアが破損してしまった。修理費はいくらかかるんだろう…。

お客さまが運転しているときに万が一事故にあっ  
たら…？



## Q1 自賠責保険だけじゃダメなの？

**A** 自賠責保険だけでは、十分とはいえません。  
交通事故の備えは、制限のある自賠責保険だけでは、十分とはいえません。下記の自賠責保険と任意の自動車保険の違いをご確認ください。

### ◆自賠責保険と任意の自動車保険◆

自賠責保険の保険金額(支払い限度額)		DAY-GO! くるまの保険	
死亡	3,000万円	対人賠償責任保険 自賠責保険	人身傷害補償保険
傷害	120万円	対物賠償責任保険	車両保険
後遺障害	75~4,000万円		

※自賠責保険では、対人賠償のみの補償となります。

自動車の保険は、自賠責保険と任意の自動車保険の2種類に分けることができます。自賠責保険は、自動車を運転するときに強制保険として国から付保を義務付けられた保険です。自賠責保険は、補償の範囲とお支払いする保険金の額に制限があります。万が一事故が起こったときに自賠責保険では補償されない部分と、支払われる保険金の額を超える分について補償するために任意の自動車保険のご契約をおすすめします。弊社では、任意の自動車保険として「DAY-GO! くるまの保険」をご用意しております。

## Q2 事故を起こされた場合は、相手に請求すればいいじゃない？

**A** 相手が保険に加入していない場合は、十分な補償を受けることが難しくなります。  
お相手の方に任意保険の加入がない場合は、即座に多額の賠償金を支払うことは難しいと考えられます。結局自己負担をして、相手がお金の準備ができるまで、待たなければならないこともあります。また、ドライバーの方の中には、自分は絶対に事故は起こさないと考えている方もいると思いますが、沖縄県においても年間約2,800件の事故が起きています。その発生頻度は約189分に1件の割合となります。

### 沖縄県における交通事故状況(令和4年)

□交通事故発生件数  
**2,778件**  
約189分に1件

□交通事故による死傷者数  
**3,345人**  
1日あたり約9人

□曜日別交通事故発生状況  
金曜日が最多(474件)  
日曜日が最少(296件)

□時間帯別交通事故発生状況  
午前8時~10時が最多(403件)

沖縄県警察本部交通部企画課「交通白書ダイジェスト版」令和4年版

## Q3 沖縄県の自動車保険の加入率は？

**A** 約79.7%です。  
自動車保険の加入率は、自動車共済を加えた場合、全国の加入率は約88.7%であるのに対し、沖縄県の加入率は自動車共済を加えても約79.7%となっており、全国で唯一の70%台で大きく全国平均を下回っている状況です。

### 自動車保険(対人賠償責任保険)の加入率

(損害保険料率算出機構「自動車保険の概況」令和4年度データ)

順位	都道府県	加入率
1位	大阪府	82.9%
2位	愛知県	82.6%
↓	↓	↓
46位	島根県	59.4%
<b>47位</b>	<b>沖縄県</b>	<b>54.4%</b>
全国平均	合計	75.4%

自動車共済を加えても、  
**約79.7%**  
(全国平均約88.7%)

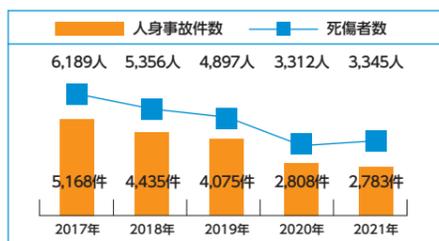
(令和4年3月末現在)



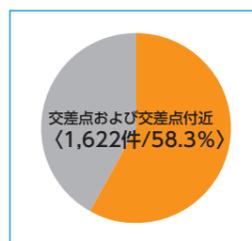
## 沖縄県内での事故の状況

いざというときの自動車保険ですが、  
事故を未然に防ぐという意識を持つことが大切です。

### ●沖縄県の交通事故状況の推移



### ●人身事故発生地点の割合



データ出典:公益財団法人 交通事故総合分析センター (2021年度版)

## 参考 交通事故多発交差点ワーストランキング(2021年度版)

データ出典:一般社団法人 日本損害保険協会 (琉球新報社調べ)

### ワースト1 渡口交差点 (中頭郡北中城村字渡口471番地1)

#### POINT 交差点の特徴

線形は単純な十字交差点だが、左折導流路があり加速車線がなく、国道へ合流する際に視認しづらい。



※ワーストという表現は、「事故件数の多い順」という意味で便宜的に並べるために付与したものです。各事故の状況や損害・被害の程度を加味した順位付けではありません。

### ワースト2 泉崎交差点 (那覇市久米2丁目1番20号)

#### POINT 交差点の特徴

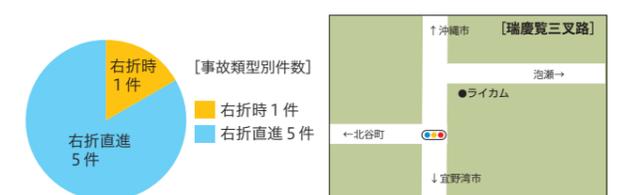
国道を進行する際、北から南に向けてやや左に曲がっている交差点である。



### ワースト2 瑞慶覧交差点 (中頭郡北中城村字瑞慶覧411番地2)

#### POINT 交差点の特徴

国道を進行する際、北から南に向けてやや左に曲がっている交差点である。



DAY-GO!  
くるまの保険の魅力

# 大同火災 は沖縄に密着する損保として、 魅力アップに努めています!

▶国内唯一の地元損保として、地域に密着したサービスの提供を行います。

大同火災の自動車保険は4つの魅力でお客様の万が一のときをサポートします。

- 魅力①** 県内9か所の営業店が、お客様の身近なところから保険のサポートをします。
- 魅力②** 県内4か所の事故対応サービス拠点があり、万が一のときに迅速・丁寧に対応します。
- 魅力③** 県内を中心に約1,400店の代理店を有しており、お客様をサポートします。
- 魅力④** お客様からお受けした声等にお応えし、より一層充実した補償内容、サービスの拡充を行いました。

2023年10月現在



## ALSOK 現場急行サービス

ALSOKのガードマンが事故現場のお客さまのもとに駆けつけて、お客さまのサポートを行います。

- 安心サポート**  
事故直後の不安な時に、「現場の安全確保」「救急車の手配」等お客様の安全対策をサポートします。
- 事故対応サポート**  
事故対応に必要な「事故現場や損害物(車両等)の写真撮影」「事故関係者情報の記録、事故当事者間のヒアリング」など、一連の対応をサポートします。
- 事故報告サポート**  
現場で収集した情報は速やかに大同火災へ連携し、事故報告をサポートします(お客様は改めて大同火災へ連絡を行う必要はありません。)



**【受付時間】**  
平日：午後5：00～午後11：00  
土日・祝日：午前8：00～午後11：00



- ※1 ご契約のお車を運転中に発生した相手方のいる事故で、事故現場からお電話をいただき、現場急行をご希望された事故が対象となります。
- ※2 沖縄本島・宮古島・石垣島が本サービスの対象地域となります。ただし、高速道路上など一部の場所は本サービスの対象外となります。
- ※3 原則として、ALSOKの出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できる場所での事故が対象となります。
- ※4 相手方との示談交渉や金銭の立替、および病院等への付添いなどは本サービスの対象外です。

## DAY-GO! なび



ドライブレコーダー&安全運転診断アプリ  
あんしんあんぜんなカーライフをお届け!



### DAY-GO! なびをダウンロード



どなたでも無料でご利用いただけます!



### 安全運転診断 / ドライブレコーダー

急発進・急ブレーキを感知し、安全運転度合いを採点、可視化を行うことができます。また、急ブレーキ等においては、ドライブレコーダー映像を自動で記録します。(手動での録画も可能)



### ドライバー 適性チェック

車の運転に必要な「認知機能チェック」や「動体視力チェック」の結果を可視化することで、機能低下がないか確認することができます。



### かぞく見守り

高齢の親や免許取りたての子供の安全運転診断結果やドライバー適性チェック結果をかぞくで共有することができます。



### 島なび

GoogleMaps と連携することで目的地までのナビや、周辺の施設検索ができます。また、周辺道路の渋滞情報の確認や、大同火災支店検索もすぐにできて便利です。



### 事故・故障サポート

事故発生時の対応手順や、警察や救急車へワンプッシュで電話ができるため安心です。事故・故障時にはロードサービスへワンプッシュダイヤルや位置情報の確認ができます。



### ランキング

安全運転診断で獲得できるポイントで、沖縄県全体のランキングや登録した市町村でのランキングを表示します。



あなたの充実した  
カーライフの  
ために



たとえばこんな  
“もしも”の  
備えは万全ですか？



相手方への賠償 **対人**

もしも…

相手にケガを負わせてしまったら…



**対人賠償責任保険**

事故で他人を死傷させてしまった場合で法律上の損害賠償責任を負うときに補償します。  
詳しくは、9-10ページをご覧ください。

人の損害

おケガの補償

もしも…

ケガを負ってしまったら…



**人身傷害補償保険**

ご自身・ご家族・あるいは同乗者の方がご契約のお車に搭乗中に死傷された場合に補償します。  
詳しくは、11-12ページをご覧ください。

相手方への補償

ご自身の補償

相手方への賠償 **対物**

もしも…

相手の物を壊してしまったら…



**対物賠償責任保険**

事故で他人の財物を壊してしまった場合で法律上の損害賠償責任を負うときに補償します。  
詳しくは、9-10ページをご覧ください。

お車・物の損害

お車の補償

もしも…

愛車が壊れてしまったら…



**車両保険**

ご契約のお車が壊れた場合に補償します。  
詳しくは、13-14ページをご覧ください。

多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセット

基本補償

相手方の賠償

P9~10

■対人賠償責任保険

相手の方を死傷させた場合に補償します。



■対物賠償責任保険

相手の方のお車や財物を壊した場合に補償します。



■対物全損時修理差額費用補償特約

対物賠償責任保険で補償されない相手の方のお車の時価額の超過分を補償します。



おケガの補償

P11~12

■人身傷害補償保険

ご自身・ご家族・ご契約のお車に搭乗中の方等が死傷した場合に補償します。



■傷害一時金保険

入院時の当座の費用を補償します。  
※任意でご契約いただけます。



お車の補償

P13~14

■車両保険

ご契約のお車が壊れた場合に補償します。  
※任意でご契約いただけます。

2つのタイプから選べます。



■車両保険の無過失事故の取扱いの特則

お客さまに過失がない車対車事故の際は、車両保険金をお支払いしても免責金額や更新契約(弊社の更新契約に限り)の等級等に影響がありません。



その他の補償

P15~18

■他車運転補償特約

お借りしたお車でのご事故を自身の保険契約で補償します。



■被害者救済費用等補償特約

お車の欠陥や不正アクセス等に起因した事故を補償します。



■心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

心神喪失等による事故の被害者の損害を補償します。



■旧盆期間中の運転者範囲に関する特約

旧盆期間中(旧暦の7月13日~15日)およびその前後1日について一時的に運転者および年齢条件の範囲を拡大する特約です。



ロードサービス

P19~20

■ゆいゆいサポートDX (「事故・故障時ロードアシスト特約」 + 「付帯サービス」)

■事故・故障時ロードアシスト特約

事故等でお車が自力走行不能となり生じたレッカーけん引費用、応急処置費用、臨時移動費用、臨時宿泊費用を補償します。



■レッカーかけつけサポート

事故や故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、事故・故障現場から修理工場への運搬や落輪引き上げ、修理完了後にお車を引き取るための費用をお支払いします。



■応急処置かけつけサポート

次の場合等には現場に出向き、応急処置・軽作業を提供します。



■ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリンをお届けします。



【ゆいゆいサポートDXご利用時の注意事項】事故や故障等の際、各種サポートをご利用いただくためにはゆいゆいサポートセンターへ事前連絡をいただき、ゆいゆいサポートセンターがレッカー・修理業者などの手配をすることが条件となります。

「DAY-GO! くるまの保険」対象契約

「自家用8車種」「ノンフリート契約者(注1)」「記名被保険者(注2)が個人」「事業用以外のお車」の4つの条件すべてに該当する場合にご契約いただけます。  
(注1) 所有・使用する自動車9台以下の方をいいます。  
(注2) ご契約のお車を主に使用される方をいいます。

ご契約できるお車(自家用8車種)

○自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車 ○自家用(小型・軽四輪)貨物車  
○自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下・0.5t超2t以下)  
○特種用途自動車(キャンピング車)(注)  
(注) キャンピング車とは自動車検査証の車体の形状欄に「キャンピング車」と記載されているものをいいます。

一人ひとりにぴったりの特約をカスタマイズ

おすすめオプション

おケガの補償

ご自身やご家族のおケガにもしっかり備えたい

■人身傷害の被保険自動車外事故補償特約

ご契約のお車に搭乗中でない間に死傷した場合に補償します。



■人身傷害の入院時等サポート費用補償特約

入院時に発生する「差額ベッド費用」等の治療費とは別で発生する諸費用を補償します。



■人身傷害の生活支援費用補償特約

扶養者が死亡等した場合の生活費用を補償します。



お車の補償

愛車のためにしっかり備えたい

■車両新価保険特約

事故で新車のお車に大きな損害を被った場合、お車の買い替え費用等を補償します。



■車両全損時復旧費用補償特約

ご契約のお車が大きな損害を被り、修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合、お車の買い替え費用等を補償します。



■修理支払限度額設定特約

ご契約のお車の修理費が時価額を超える場合に補償します。



■リサイクル部品使用特約

車両事故時にリサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料を割引きします。



■地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

地震・噴火・津波によりご契約のお車が全損となった場合に限度額を上限に一時金をお支払いします。



■身の回り品補償特約

お車に収容された生活用動産等の損害を補償します。



その他の補償

上記以外にも様々な補償をご用意しています。

■事故・故障時代車費用補償特約

事故等で代車が必要となった場合にレンタカー手配とその費用を補償します。



■弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)・弁護士費用等補償特約(自動車事故型)

日常生活や自動車の被害事故により、相手方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用等を補償します。



■原動機付自転車に関する特約

原動機付自転車の事故を補償します。



日常生活の「もしも」に備えます。  
くるマルチぷらす

■日常生活賠償責任特約  
日常生活の損害賠償事故を補償します。

■携行品損害特約  
一時的に持ち出された身の回り品の損害を補償します。

■ゴルファー特約  
ゴルフ場でのケガ等を補償します。



各特約等のセットでのご契約条件につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

# 相手方への賠償(対人・対物)

もしも、  
事故を起こしてしまったら…



DAY-GO!くるまの保険は、  
万が一の対人・対物事故にしっかり備えられます。

事故で他人を死傷させてしまった場合や、他人の財物を壊してしまった場合で、法律上の損害賠償責任を負うときに補償します。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要  
(対人・対物)

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起きたら

STEP5

補償内容の詳細  
ご注意いただきたいこと

## 基本補償 対人賠償責任保険

事故により相手の方を死傷させてしまった場合の損害賠償責任を補償します。

ご契約のお車の事故により、歩行者など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、被害者1名ごとに保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。

相手の方へのお見舞金もお支払いします。

お客さまが必要とする葬儀参列やお見舞い金等の臨時費用の支出に備えて、被害者が死亡された場合、被害者1名につき10万円をお支払いします。(対人臨時費用保険金)

対人臨時費用保険金	
死亡された場合	被害者1名につき <b>10万円</b>



### 対人賠償責任事故の高額賠償例(全国)

認定総損害額 **5億2,853万円**  
国道を酷罰して横断し、立ち止まっていた被害者に走行中のタクシーが衝突し、死亡させた。  
事故日/平成21年12月27日 裁判所/横浜地裁(平成23年11月1日判決)

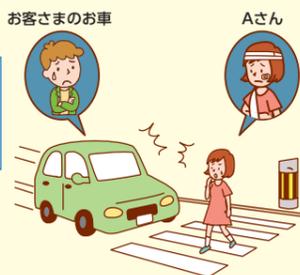
沖縄県においても、過去に2億円以上の対人賠償責任事故の高額賠償例が発生しています。

### このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが交差点を右折した際に横断歩道を歩行中のAさんと衝突し、入院6か月のケガを負わせてしまった場合

法律上の損害賠償責任 **600万円** × **80%** (注) = **480万円**  
【治療費・休業損害・慰謝料等】

お客さまのご負担する額 **480万円** - **120万円** (自賠責保険等から支払われる金額) = **360万円**  
(注) 責任割合は一例です。



## 基本補償 対物賠償責任保険

事故により相手の方のものを壊してしまった場合の損害賠償責任を補償します。

ご契約のお車の事故により、相手の方のお車や財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故あたりの保険金額を限度に保険金をお支払いします。なお、免責金額(自己負担額)が設定されている場合は、その額を差し引いてお支払いします。

### 対物賠償責任事故の高額賠償例(全国)

認定総損害額 **2億6,135万円**  
大型トラックに追突し、トラックに積載されていた荷物が損傷した。  
事故日/昭和60年5月29日 裁判所/神戸地裁(平成6年7月19日判決)



### このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが一時停止の標識に気づかず交差点を直進してしまい、Bさんのお車と衝突してしまった場合

Bさんの損害額 **200万円** × **80%** (注1) = **160万円**  
対物賠償責任保険から **160万円** (注2) をお支払いします。

(注1) 責任割合は一例です。(注2) 免責金額が設定されていない場合となります。



## 自動セット 対物全損時修理差額費用補償特約

対物賠償責任保険で補償されない「時価額を超えた分」も補償します。

対物事故で相手の方のお車の修理費が時価額を超え、お客さまがその差額を負担した場合、差額部分にお客さまの過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします(50万円限度)。

ご注意  
被害に遭ったお車の損害が生じた日の翌日から起算して、6か月以内に被害に遭ったお車の修理が実際に行われた場合に発生する費用に限ります。



### このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが起こした追突事故で、お客さまの過失が100%の場合

相手の方のお車の時価額が30万円、修理費が50万円の場合…対物全損時修理差額費用補償特約より修理費と時価額との差額20万円が支払われます。

対物事故による相手の方のお車の実際の修理費が時価額を超過した場合は、その超過分について、お客さまの過失割合に応じて保険金が支払われます。  
※過失割合によっては、相手の方にも修理費の一部負担が生じます。



## 示談交渉サービス

相手の方への示談交渉は弊社が代行しますので、お任せください。

対人・対物事故によりお客さまに法律上の損害賠償責任が発生した場合は、お客さまのお申し出により、弊社はお客さまに代わって示談交渉をお引き受けします。



### ご注意ください

次の場合には、弊社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 対人事故において、お客さまが負担する損害賠償責任の額が対人賠償責任保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合、またはご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- 対物事故において、お客さまが負担する損害賠償責任の額が対物賠償責任保険金額を明らかに超える場合、または免責金額(自己負担額)を明らかに下回る場合
- 相手の方が弊社との交渉に同意しない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由がなくお客さまが弊社への協力を拒んだ場合
- 相手の方からの賠償金の受取りに関する示談交渉
- お客さまに法律上の損害賠償責任が発生しない場合

### 【お客さまへのお願い】

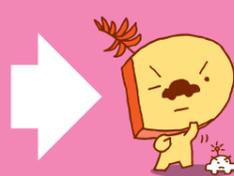
- 事故現場での示談は後でトラブルにつながる可能性があるため、絶対にしないでください。
- また、示談交渉を円満に進めるために、お客さまに相手の方との交渉の現場にご同行いただく等ご協力をお願いすることがあります。



万が一のとき、十分な損害賠償ができるよう、対人・対物賠償責任保険の保険金額は、**無制限**をおすすめします。

# おケガの補償

もしも、ケガを負ってしまったら…



DAY-GO!くるまの保険は、お客さまと大切なご家族をお守りします。

ご自身、ご家族、あるいは同乗者の方がご契約のお車に搭乗中に死傷された場合に補償します。



以下の順で説明します

## 基本補償 人身傷害補償保険

自動車事故によりご自身、ご家族、同乗者の方が死傷した場合の補償です。

お車の運行に起因する事故等で、ご契約のお車に搭乗中の方が、死傷した場合に生じる治療費、休業損害や逸失利益等について、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

●保険金額が「無制限」以外の場合でも、無保険車との事故に該当するときは「無制限」として補償します。

お客さまの過失にかかわらず、保険金額の範囲内で損害額をまとめて補償します。

例:過失割合が60(お客さま):40(相手の方)の場合  
人身傷害補償保険がないと



人身傷害補償保険をご契約すると お客さまの過失分もお支払いします

●損害額の認定は、普通保険約款に基づき弊社が行います。  
●労働者災害補償制度によってすでに給付が決定または支払われた場合や、相手からの賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。  
●おケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

相手との示談交渉を待たずに保険金をお支払いします。

人身傷害補償保険がないと  
相手の方との交渉が進まず、相手の方から賠償金が支払われるまで時間がかかる場合があります。また、相手の方が無保険の場合は、賠償金の支払いが受けられない場合があります。

人身傷害補償保険では  
示談交渉を待たずに保険金をお支払いします。



## オプション 人身傷害の被保険自動車外事故補償特約

人身傷害補償保険で補償の対象となる事故を「ご契約のお車に搭乗中の事故」だけでなく「他のお車に搭乗中の事故」や「お車に搭乗していない間の自動車事故」に拡大する特約です。

### ●補償範囲

補償の対象	ご契約のお車に搭乗中の方		お客さまご自身およびご家族 <sup>(注1)</sup> の方	
	ご契約のお車に搭乗中の事故	他のお車 <sup>(注2)</sup> に搭乗中の事故	お車に搭乗していない間の自動車事故	
ご契約タイプ				
人身傷害補償保険(搭乗中のみ)	●	× <sup>(注3)</sup>	×	
人身傷害の被保険自動車外事故補償特約をセット	●	●	●	

●…補償対象になります。×…補償対象になりません。

(注1)「お客さまご自身およびご家族」とは次の①～④の方をいいます。  
① 記名被保険者  
② ①の配偶者  
③ ①または②の同居の親族  
④ ①または②の別居の未婚の子  
(注2)「他のお車」には次のお車は含まれません。  
●上記(注1)①～③の方が所有または常時使用するお車  
●上記(注1)④の方が運転者である場合、その本人が所有または常時使用するお車  
(注3)他車運転補償特約により補償の対象となる場合があります。ただし、「他のお車」が自家用8車種で、運転中の場合に限りです。

！ お客さまご自身およびご家族のいずれかの方が、人身傷害の被保険自動車外事故補償特約をセットした自動車保険を既にご契約の場合は、車外での自動車事故に対する補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。

※記名被保険者によってご家族の範囲が異なる場合がありますので、既にご契約の自動車保険と記名被保険者が異なる場合は、ご家族の範囲にご注意ください。

## 基本補償 傷害一時金保険 任意でご契約いただけます。

入院時の当座の費用を補償します。

人身傷害補償保険により補償の対象となる事故で被保険者の方の治療日数が5日以上となった場合<sup>(注)</sup>に、被保険者1名についてご契約時にお選びいただいた保険金額(10万円または20万円のいずれか定額)をお支払いします。

●注意  
●人身傷害の被保険自動車外事故補償特約がセットされていない場合は、ご契約のお車に搭乗中の事故に限ります。  
(注)5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。



## 保険金額の目安

人身傷害補償保険は、補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額を設定ください。

### ●年齢別の損害額の目安

※有職者(75歳以上を除きます。)の平均的な損害額(法定利率が3%の場合)です。

年齢	扶養家族の有無	死亡された場合	年齢	扶養家族の有無	死亡された場合
25歳	あり	1億円	55歳	あり	7,000万円
	なし	8,000万円		なし	5,000万円
35歳	あり	9,000万円	65歳	あり	5,000万円
	なし	7,000万円		なし	4,000万円
45歳	あり	9,000万円	75歳～	あり	4,000万円
	なし	7,000万円		なし	3,000万円

※後遺障害第1級・第2級等の重度後遺障害の場合は、保険金額の2倍を限度に補償されます。

## オプション 人身傷害の入院時等サポート費用補償特約

入院時に発生する「差額ベッド費用」「ホームヘルパー雇入費用」「ベビーシッター雇入費用」「ペットシッター雇入費用」等、人身傷害保険でお支払い対象とならない、治療費とは別で発生する諸費用を補償します。

※合計で200万円を限度とします。



## オプション 人身傷害の生活支援費用補償特約

扶養者が死亡した場合等の生活費用を補償します。

一家の大黒柱(扶養者)が、人身傷害補償保険でお支払いの対象となる人身傷害事故で死亡または重度後遺障害を負った際に、その家族が生計を立て直す上での当座の費用として、被保険者1名につき300万円(生活支援費用保険金)をお支払いします。

※被保険者は、扶養者に扶養されている扶養者の同居の親族または別居の未婚の子で、かつ、次のいずれかに該当するものをいいます。  
① 扶養者の配偶者  
② 扶養者の満22歳以下の未婚の子  
③ 上記①および②のほか、身体または精神に障害がある者



### STEP1

補償内容の概要  
(人身傷害)

### STEP2

安心サービス

### STEP3

ご契約の条件設定

### STEP4

もし事故が起これば

### STEP5

補償内容の詳細  
ご注意いただきたいこと

# お車の補償

もしも、  
愛車が壊れてしまったら…



**DAY-GO!** くるまの保険は、  
愛車が壊れた場合の損害をしっかりとカバーします。  
事故によりご契約のお車が壊れた場合等に補償します。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要  
(車両)

## 基本補償 車両保険 任意でご契約いただけます。

事故等によりご契約のお車が損害を受けた場合に補償します。

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。



### ●補償範囲

補償の対象	自動車同士の衝突・接触	盗難 (注1)	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	いたずら・物の飛来・落下など	自動車による当て逃げ	人・動物との衝突・接触	自転車等との衝突・接触 (注2)	ガードレール・電柱に衝突	車庫入れに失敗	墜落・転覆	地震・噴火・津波
一般車両	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
自動車・乗用具等+A (注3)	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難事故は対象となりません。  
 (注2) 電車やキックボード等との衝突・接触も含まれます。  
 (注3) 自動車・乗用具等+Aは「車両危険限定補償特約(自動車・その他乗用具等)」と「車両危険限定補償特約(A)」がセットされます。  
 (注4) 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットすることで、補償の対象とすることができます。

### ●お支払いする保険金

お車の状態	お支払いする保険金
全損の場合 (修理することができない場合または、修理費が協定保険価額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額(お車の時価額)をお支払いします。また臨時費用保険金として、協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします。

ご契約にあたっては、ご契約の自動車の協定保険価額および免責金額(自己負担額)をお決めいただけます。

1 協定保険価額 → ご契約の自動車の用途・車種、車名、型式、仕様および初度登録(初度検査)年月をご確認いただき、「自動車保険車両標準価格表」等に掲載の価格の範囲で、協定保険価額を5万円単位でお決めいただけます。

2 免責金額(自己負担額) → 車両保険の免責金額(自己負担額)のパターンを下表の中からお選びいただけます。

増額方式	定額方式
事故1回目 0万円 - 10万円 事故2回目以降 5万円 - 10万円(注2)	事故回数にかかわらず 0万円(注1) 5万円(注2)

(注1) 1~5等級契約に適用することはできません。  
 (注2) 「車対車事故免責金額ゼロ特約」を付帯することができます。  
 「車対車事故免責金額ゼロ特約」とは、車両保険に「免責金額(自己負担額)」が設定されている場合でも、相手自動車との衝突・接触事故に限り、「免責金額(自己負担額)」をなしとする特約です。ただし、「相手自動車」および「その運転者または所有者」等が確認できる場合に限りです。

## 基本補償 車両保険の無過失事故の取扱いの特則 車両保険に自動セットされます。

もらい事故等により保険金をお支払する場合でも、一定の条件を満たす場合に限り、更新の等級等を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

「もらい事故」等のお客さまに過失がない車対車事故の際は、車両保険金をお支払いしても免責金額(自己負担額)や更新契約(弊社の更新契約に限り)の等級や事故有係数適用期間に影響がありません。

※相手自動車およびその運転者または所有者等が確認できた場合の事故に限りです。

## オプション 車両新価保険特約

新車のお車を購入した方におすすめです。

新車で購入したお車が事故(盗難を除きます。)により、新車価額の50%以上の損傷を被った場合等で、お車の買い替え(注)または修理をする場合、協定新価保険金額を限度に保険金をお支払いします(新価払)。

(注) お車を買替える場合には、実際にかかる新車等の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)について、保険金をお支払いします。また、所定の要件を満たす場合には、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

[特約をセットする条件]  
 ・車両保険をご契約していること。  
 ・保険期間の末日時点で初度登録(初度検査)年月から61か月を超える場合、始期日時点(長期契約の場合は最終保険年度)の車両保険金額が協定新価保険価額の50%以上となること。

※再取得時諸費用保険金は協定新価保険金額の10%となります(20万円限度)。



## オプション 車両全損時復旧費用補償特約

車両新価保険特約を付帯できなくなった後も充実した補償を提供します。

ご契約のお車が事故(盗難を除きます。)により、全損となる場合で、お車の買い替えまたは修理をするとき、復旧費用限度額を限度に保険金をお支払いします。

※お車を買替える場合には、実際にかかるお車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)について、保険金をお支払いします。また、所定の要件を満たす場合には、再取得時諸費用保険金をお支払いします。  
 ※再取得時諸費用保険金は復旧費用限度額の10%となります(20万円限度)。



[特約をセットする条件]  
 ・車両保険をご契約していること。  
 ・保険期間の末日時点で初度登録(初度検査)年月から61か月超であること。  
 ・始期日時点で(長期契約の場合も同様に始期日時点)の車両保険金額が新車保険価額の50%未満であること。  
 ・始期日時点(長期契約の場合は最終保険年度)の車両保険金額が25万円以上であること。

## オプション 修理支払限度額設定特約

愛用のお車を長い間乗り続けている方におすすめです。

お車の修理費が協定保険価額を上回った場合でも、あらかじめ設定いただいた修理支払限度額までお支払いします。

[特約をセットする条件]  
 ・車両保険をご契約していること。  
 ・ご契約のお車が初度登録(初度検査)年月から保険始期年月(保険期間の初日が属する年月)までの経過年数が3年を超えていること。

## オプション リサイクル部品使用特約

ご契約のお車の車両事故時に、リサイクル部品を使用して修理することをご契約時にお決めいただくことで車両保険料を5%割引します。

[特約をセットする条件]  
 ・車両保険をご契約していること。  
 ・自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車であること(外国製自動車および特種用途車種を除きます。)  
 ・ご契約のお車の保険始期年月が初度登録・検査年月の翌月から起算して60か月目以降であること。



## オプション 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

地震・噴火・津波によってご契約のお車が全損となった場合に、記名被保険者が臨時に必要な費用に対して、一時金(50万円限度)をお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。

[特約をセットする条件]  
 ・車両保険の一般車両タイプをご契約していること。



## オプション 身の回り品補償特約

ご契約のお車の車内もしくはトランク内に収容された個人所有の生活用動産等に生じた損害について、保険金額を限度にお支払いします。

[特約をセットする条件]  
 ・車両保険をご契約していること。



STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起これたら

STEP5

補償内容の詳細  
ご注意いただきたいこと

# その他の補償

基本補償をさらに充実させる特約等で、大きな安心をご提供します。



STEP1

補償内容の概要  
(車両・その他)

## 自動セット 事故・故障時ロードアシスト特約

お車が事故・故障等により自力走行不能となった場合にレッカーけん引費用等を補償します。

ご契約のお車が事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、生じたレッカーけん引費用、応急処置費用、臨時帰宅・移動費用、臨時宿泊費用を補償します。

【ロードサービスのご利用について】

本特約を付帯することにより、ロードサービス(詳細はP19)がご利用可能となります。

ご注意

- 各費用の補償またはロードサービスのご利用については、弊社への事前連絡が条件となります。
- 各費用の補償については、弊社や弊社の提携業者等が必要かつ妥当と認める費用に限ります。

## 自動セット 他車運転補償特約

臨時にお借りしたお車の事故も補償します。

記名被保険者やそのご家族が臨時にお借りしたお車を運転中、または記名被保険者の業務に従事中の使用人が臨時代替自動車(自家用8車種に限ります。)を運転中(駐車中・停車中を除きます。)の対人・対物事故、または人身傷害事故や車両損害について、借用中のお車をご契約のお車とみなして、ご契約の契約内容に従い保険金をお支払いします。



ご注意

- 「借用中のお車」には、次のお車は含みません。
  - 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
  - 別居の未婚の子が運転者である場合、その本人が所有または主に使用するお車
  - 自家用8車種以外のお車
- 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中のお車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
- 本特約により保険金をお支払いした場合、更新契約の等級決定方法における事故件数カウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。
- ご契約のお車の契約条件に「運転者限定特約」や「家族運転者等年齢条件特約」がセットされている場合は、その契約条件に従い保険金をお支払いします。

## 自動セット 被害者救済費用等補償特約

お車の欠陥や不正アクセス等に起因した事故を補償します。

自動車の欠陥やハッキング等を原因とする事故で被保険者に法律上の損害賠償責任がないときに、被害者を救済するための費用を補償します。

ご注意

被保険者が被害者に生じた損害を補償するために負担する費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、被害者に生じた損害額から、被害者自身の過失により生じた損害の額や被害者自身の保険で補償された額等を控除した額を限度とします。



## 自動セット 心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

心神喪失等による事故の被害者の損害を補償します。

ご契約のお車の運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと弊社が認める場合に、法律上の損害賠償額相当の範囲内で被害者の損害を補償します。

## 自動セット 旧盆期間中の運転者範囲に関する特約

旧盆期間中のみ運転者の範囲を拡大する特約です。

旧盆期間中において、運転者の範囲および年齢条件にも合致しない親族等がお車を使用できるよう、旧盆期間中(旧暦7月13日~15日の3日間)およびその前後1日の計5日間は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約を適用しない特約です。

【特約をセットする条件】

- 運転者限定特約または家族運転者等年齢条件特約もしくはその両方がセットされていること。

ご注意

事故の事実および発生日を特定できる交通事故証明書等の客観的資料の提出があり、弊社がこれを確認できる場合に限り、保険金をお支払いします。

### 運転者限定特約

旧盆期間中の運転者の範囲は、次のとおりとなります。(通常は補償対象外の区分(×)が、旧盆期間中は(○)となります。)

運転者の範囲	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①または②の別居の未婚の子	⑤ ①~④以外の方
本人・配偶者限定	○	○	×→○	×→○	×→○
本人限定	○	×→○	×→○	×→○	×→○

### 家族運転者等年齢条件特約

年齢条件	運転者の年齢			
	20歳以下	21歳~25歳	26歳~34歳	35歳以上
年齢条件なし	○	○	○	○
21歳以上補償	×→○	○	○	○
26歳以上補償	×→○	×→○	○	○
35歳以上補償	×→○	×→○	×→○	○

### このような場合等に保険金をお支払いします



ケース: 息子が本土へ進学したため、運転者の範囲を本人・配偶者限定に変更していた。

旧盆期間中に息子が帰省した際、運転者限定特約が適用されていると知らずに親の自動車を運転して、事故を起こしてしまいました。

→旧盆期間中は、契約内容を変更することなく補償することができます。

親の車を運転して事故を起こしてしまった場合

## オープン オプション 原動機付自転車に関する特約

原動機付自転車の事故を補償します。

記名被保険者やそのご家族が原動機付自転車<sup>(注)</sup>(借用したものを含みます。)を所有・使用・管理中に生じた対人・対物事故、または人身傷害事故等について、ご契約の条件に従い保険金をお支払いします。



ご注意

- 車両保険をご契約の場合でも、原動機付自転車に生じた車両損害については、保険金をお支払いしません。
- 下記の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

(注) 総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪自動車(側車付のものを除きます。)および総排気量が50cc以下または定格出力0.6キロワット以下の二輪以上の自動車(側車付のものを含みます。)をいいます。

### 複数のご契約があるお客さまへ

以下の特約をご契約される場合で、記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約<sup>(注1)</sup>を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、保険・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、お支払いする保険金は1契約に保険・特約をセットした場合と同じです。補償内容の差異や保険金額、保険・特約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。<sup>(注2)</sup>

- 原動機付自転車に関する特約
- くるマルチぱらす(日常生活賠償責任特約、携行品損害特約、ゴルフアワー特約)
- 弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)<sup>(注3)</sup>
- 弁護士費用等補償特約(自動車事故型)<sup>(注3)</sup>

(注1) 自動車保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。

(注2) 1契約のみに保険・特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

(注3) ご家族で複数のご契約にセットいただく場合、保険金額は合算されますが、損害額を超えて保険金はお支払いできません。

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起これば

STEP5

補償内容の詳細  
ご注意いただきたいこと

# その他の補償(続き)

## オプション 事故・故障時代車費用補償特約

事故・故障等によりレッカーけん引等された場合に代車としてレンタカー<sup>(注1)(注2)</sup>をご提供します(レンタカーの手配を含みます。)

ご契約のお車が事故・故障時ロードアシスト特約のお支払いの対象となる事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、かつレッカーけん引された場合<sup>(注3)</sup>、または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、修理等でご契約のお車が使用できない期間等所定の支払対象期間のレンタカー費用を補償します。

- (注1) 弊社が指定したレンタカー会社(お客さまが指定し、弊社があらかじめ承認するレンタカー会社を含みます。)から手配した代車に限りです。
- (注2) 代車はご契約のお車の代替交通手段として使用のご契約のお車と同等クラスのレンタカー等をいいます(上限日額を限度に補償します。)
- (注3) 法令上の自力走行不能時にやむを得ない事情により、自力でご契約のお車を修理工場等に入室し、弊社がこれを承認した場合を含みます。



[特約をセットする条件]  
・事故・故障時ロードアシスト特約がセットされていること。

◆事故・故障時代車費用補償特約・身の回り品補償特約の保険金額と契約コードは、下表のとおりです。

契約コード	事故・故障時代車費用補償特約 (実損払:上限日額)	身の回り品補償特約 (免責金額:5千円)
T13	1万5千円	20万円
S13	1万円	
A13	7千円	
B13	5千円	
D01	補償無し	補償無し
T06	1万5千円	
S06	1万円	
A06	7千円	
B06	5千円	

## オプション 弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型) オプション 弁護士費用等補償特約(自動車事故型)

日常生活またはお車の事故で被保険者が被害を被った場合等に弁護士費用等を補償します。

弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)は日常生活または自動車事故における被害事故で、弁護士費用等補償特約(自動車事故型)は自動車事故における被害事故に限定して、相手方への損害賠償請求に際して必要となる弁護士費用等について保険金をお支払いします。

※弁護士などへの委任や法律相談および弁護士などへの費用のお支払いに際して、事前に弊社の承認を得ることが必要となります。  
※P16の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。

特約名	補償される事故	
	日常生活での事故	ご契約のお車の事故
弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)	●	●(注)
弁護士費用等補償特約(自動車事故型)	×	●(注)

●…補償対象になります。×…補償対象になりません。

(注) 記名被保険者およびそのご家族(これらの方が運転中の場合は同乗者やお車の所有者を含みます。)は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象です。



# くるマルチぷらす

日常生活の「もしも」にも  
しっかり備えるオプションです。



STEP1  
補償内容の概要  
(その他)

## オプション 日常生活賠償責任特約

日常生活における賠償リスクを包括的に補償します。

国内での日常生活に起因する偶然な事故で、記名被保険者やそのご家族(配偶者・同居の親族・別居の未婚の子)が、他人にケガをさせてしまったこと、他人のモノを壊してしまったこと、または電車等を運行不能にさせてしまったこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

- 自動車事故による損害賠償責任については、対人・対物賠償責任保険で補償し、本特約では補償しません。
- 保険金額は5億円となります。
- お客さまに法律上の損害賠償責任が発生した場合は、お客さまのお申し出により、弊社はお客さまに代わって示談交渉をお引き受けします。
- P16の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。



## オプション 携行品損害特約

一時的に持ち出された身の回り品に損害が生じた場合に補償します。

記名被保険者やそのご家族(配偶者・同居の親族・別居の未婚の子)の住宅から一時的に持ち出された身の回り品に、偶然な事故による損害が生じた場合に補償します。

被保険者は次の3パターンから設定することができます。

①本人型	記名被保険者
②夫婦型	記名被保険者およびその配偶者
③家族型	記名被保険者およびそのご家族

- 自動車、原動機付自転車、自転車、携帯電話、ノート型パソコン等の携帯型電子機器、コンタクトレンズ、眼鏡、有価証券(小切手は除く)等は保険の対象とはなりません。
- 1個、1組または1対のものについては10万円を限度とし、現金・小切手・乗車船券等については5万円がお支払いの限度額となります。
- 免責金額(自己負担額)は3千円となります。
- 本特約は単独でセットすることはできません。セットする場合は、必ず他のくるマルチぷらすの特約とセットでご契約ください。
- P16の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。



## オプション ゴルファー特約

ゴルフプレー中のおケガ等を補償します。

国内・国外において、ゴルフ場・練習場でのプレーや練習中にケガをされた場合に補償します。ホールインワンまたはアルバトロス<sup>(注)</sup>については、お祝いの費用を保険金額を限度にお支払いします。

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、支払保険金は単純に合算されず、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となりますのでご注意ください。

- 本特約の被保険者は任意で設定することができます。
- P16の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。
- (注) 対象となるホールインワンまたはアルバトロスはアマチュアゴルファーが、日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場でパー35以上の9ホールを正式にラウンドし、他の競技者1名以上と同伴し、かつ、以下のいずれかの要件が必要となります。
  - ①次に掲げる者の両方(公式競技においてはいずれか一方)が目撃していること
    - ア.同伴競技者
    - イ.同伴競技者以外の第三者
  - ②記録媒体に記録された映像等の証明資料により、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できること



くるマルチぷらすは補償内容を以下のパック、フリープランから選択できます。お客さまのご希望に合ったタイプをお選びください。

生活安心パック(日常生活賠償責任特約+携行品損害特約)				
タイプ名	日常生活賠償責任特約 (免責金額:なし)	携行品損害特約 (免責金額:3千円)		
		本人型	夫婦型 家族型	
M01	5億円	—	—	
M02		10万円	—	
M03		30万円	—	
M04		50万円	—	
M05		—	10万円	
M06		—	30万円	
M07		—	50万円	
M08		—	—	10万円
M09		—	—	30万円
M10		—	—	50万円

ゴルファー特約(注1)		
タイプ名	身体傷害	ホールインワン アルバトロス
G11	600万円	20万円
G12	700万円	
G13	960万円	30万円
G14	1,060万円	
G15	1,245万円	50万円
G16	2,250万円	
G17	—	20万円
G18	—	30万円

ゴルファーマルチパック(注2)(日常生活賠償責任特約+携行品損害特約+ゴルフ特約)					
タイプ名	日常生活賠償責任特約 (免責金額:なし)	携行品損害特約 (免責金額:3千円)		ゴルファー特約	
		本人型	身体傷害	ホールインワン アルバトロス	—
Z11	5億円	10万円	600万円	20万円	—
Z12		10万円	960万円	30万円	—
Z13		10万円	1,245万円	50万円	—
Z14		30万円	700万円	20万円	—
Z15		30万円	1,060万円	30万円	—
Z16		30万円	2,250万円	50万円	—
Z17		30万円	—	20万円	—
Z18		30万円	—	30万円	—

(注1) ゴルファー特約は単独でセットすることはできません。生活安心パックとセットでご契約ください。  
(注2) ゴルファーマルチパックは、ゴルファー特約の被保険者と自動車保険の記名被保険者が異なる場合は選択できません。ゴルファー特約の被保険者と自動車保険の記名被保険者が異なる契約を行う場合は、「生活安心パック(夫婦型または家族型)」と「ゴルファー特約」を任意の組み合わせ(くるマルチフリープラン)によりご契約ください。

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起こったら

STEP5

補償内容の詳細



## ロードサービスも充実のサポート！ スピーディーに『安心』をお届けします。



STEP1

補償内容の概要

自動  
セット

### ゆいゆいサポートDX (「事故・故障時ロードアシスト特約」+「付帯サービス」)

お客様の愛車を24時間・365日サポートします！

ゆいゆいサポートDXはご契約のお車について、事故・故障等により自力走行不能となった場合のレッカーけん引、故障やトラブルにより自力走行不能となった場合の応急処置を行います。また、ご契約のお車が事故・故障等により自力走行不能となった場合の臨時の交通費や臨時の宿泊費(1泊分)をお支払いします。「事故・故障時ロードアシスト特約」とこれに自動付帯される「付帯サービス」を含めた総称を「ゆいゆいサポートDX(デラックス)」といいます。

#### ご注意

- ゆいゆいサポートDXをご利用されても、次年度以降に適用されるノンフリート等級および事故有係数適用期間に影響しません。
- 臨時に借りたお車や原動機付自転車に関する特約で補償する原動機付自転車等、ご契約のお車以外のお車での事故、故障またはトラブルはゆいゆいサポートDXの対象外です。

#### ゆいゆいサポートDXご利用時の注意事項

- ゆいゆいサポートDXのご提供は、事前にゆいゆいサポートセンター(連絡先:0120-024-090)へ利用申込みのご連絡をいただき、ゆいゆいサポートセンターがレッカー・修理業者などの手配をすることが条件となります。
- ゆいゆいサポートDXは、弊社の提携会社およびそのパートナー事業者またはJAFを通じてご提供します。
- ゆいゆいサポートDXの利用対象者は、ご契約のお車に搭乗中の方、契約者および記名被保険者となります。
- ゆいゆいサポートDXは、日本国内でのみご利用いただけますが、一部の離島等の地域では、ゆいゆいサポートDXの提供ができない場合があります。
- 各サービスに規定する上限を超える費用や各サービスの提供範囲外の費用はご利用される方のご負担となります。
- ゆいゆいサポートDXを提供する際、ご利用される方の証券番号を確認し、ゆいゆいサポートDXの提供に必要な契約内容情報やご利用される方のご連絡先等を弊社の提携会社、パートナー事業者またはJAFへ提供します。
- 交通事情、気象状況などにより、サービス実施者の到着にお時間がかかる場合、またはゆいゆいサポートDXの提供ができない場合があります。
- ゆいゆいサポートDXの詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に掲載しています。利用規約をご覧ください。

特徴  
1

#### レッカーけん引・落輪引き上げサービスのご提供

##### ● レッカーかけつけサポート

ご契約のお車が事故・故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、現場に急行し最寄りの修理工場等までのレッカーけん引や落輪引き上げ作業等をご提供します。運搬(注)・搬送・引取に必要な費用等は「事故・故障時ロードアシスト特約」より1回のご利用につき15万円を限度にお支払いします。

(注)弊社が指定するレッカー業者(弊社があらかじめ承認するレッカー業者を含みます。)による運搬に限ります。



※キーの紛失、燃料切れ(電欠を除きます。)、法令により禁止されている改造に起因する故障等は補償の対象外です。  
※ご利用回数に制限はありません。

特徴  
2

#### 現場での30分以内の応急処置・軽作業のご提供

##### ● 応急処置かけつけサポート

ご契約のお車が故障やバッテリー上がり、パンク等の車両自体に生じたトラブルにより自力走行不能となった場合に、事故・故障現場において30分程度で対応可能な右記の応急処置・軽作業を現場に出向き行います。応急処置に必要な費用等は「事故・故障時ロードアシスト特約」より1回のご利用につき5万円を限度にお支払いします。

※現場にて30分程度で修理ができない故障、スペアタイヤ以外のタイヤ交換、セキュリティ装置付車両の開錠、部品代等は、お客さまのご負担となります。  
※ご利用回数に制限はありません。

バッテリー上がり		バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。)
カギの閉じ込み		カギの閉じ込み時に、ドアの開錠を行います。ただし、開錠可能な一般シリンダーキーに限ります。
パンク		ご契約のお車にスペアタイヤを搭載している場合に限り、タイヤがパンクした際のスペアタイヤ交換を行います。

特徴  
3

#### ガス欠時におけるガソリンまたは軽油(最大10ℓ)のご提供

##### ● ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリン(レギュラー、ハイオクに限ります。)または軽油をお届けします。

※保険期間(長期契約の場合は保険年度)中1回までのサービスとして、ガソリン10リットルを無料でお届けします。  
※2回目以降のご利用についてはガソリン代が有料となります。  
※ガソリン等を燃料としない電気自動車等の場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのけん引を行います。



#### サポートの手順



JAF  
会員限定

JAF会員のお客さまには「JAFロードサービス+大同火災のゆいゆいサポートDX」で更に充実したロードサービスのご提供

JAF会員の方がJAFをご利用された場合、30分を超える応急処置、軽作業にかかる超過費用(部品代、消耗品代を除きます。)を弊社が負担します。また、ガス欠時ガソリンお届けサポートが1保険年度につき2回ご利用いただけます。

付随費用  
の補償

お車の自力走行不能に伴う下記費用を、事故・故障時ロードアシスト特約でお支払いします。

##### ● 臨時帰宅・移動費用保険金(1事故につき被保険者1名あたり3万円限度)

事故・故障等によりご契約のお車が自力走行不能となった場合に、ご自宅等へ移動するための交通費をお支払いします。

##### ● 臨時宿泊費用保険金(1事故につき被保険者1名あたり1万5千円限度)

事故・故障等によりご契約のお車が自力走行不能となった場合に、損害が発生した地から最寄りのホテル等に臨時に宿泊せざるを得なかった場合に負担した1泊分の客室料をお支払いいたします。

※臨時帰宅・移動費用保険金および臨時宿泊費用保険金においては、タクシーやホテル等の利用前に弊社へ事前連絡が必要となります。

被保険者(補償を受けられる方) ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方



STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起こったら

STEP5

補償内容の詳細  
ご注意いただきたいこと

# ご契約の条件設定

## 保険料の仕組みについて

保険料は、運転者の範囲および年齢条件の設定方法、自動車の使用目的、ノンフリート等級別料率制度、型式別料率クラス制度、保険料の払込方法、保険料割引制度（ゴールド免許割引、新車割引、運転者限定割引等）等により決定されます。

### 1 運転者の範囲および年齢条件の設定方法

運転される方の範囲や年齢条件、記名被保険者の年齢等によって保険料が異なります。下記のステップに従い、どの条件に該当するかご確認ください。なお、「DAY-GO! くるまの保険」では、常時ご契約のお車を運転していない友人・知人・帰省中のお子さまなどの同居の親族以外の方が運転されている間の事故につきましては、年齢条件は適用されません（年齢にかかわらず、補償の対象とします。）。ただし、「運転者本人限定特約」または「運転者本人・配偶者限定特約」を設定された場合には、保険料が割引されますが、年齢条件にかかわらず「限定された方」以外の方がご契約のお車を運転中の事故は原則として補償されません。

#### STEP-1

### ご契約のお車を運転される方をすべて☑してください。

※運転される方の範囲に応じて「運転者本人限定特約」または「運転者本人・配偶者限定特約」を設定することが可能です。

運転される方の範囲	A	B	C	D	E	F
	Check: <input type="checkbox"/>					
運転者限定	記名被保険者	Aの配偶者	AまたはBの同居の親族	AまたはBの別居の未婚の子	友人・知人など	A、BおよびCが営む事業 <sup>※</sup> に従事する従業員 <sup>※</sup> ※家事を除く
なし	○	○	○	○	○	○
本人・配偶者に限定(約6%割引)	○	○	×	×	×	×
本人に限定(約9%割引)	○	×	×	×	×	×

○…補償対象になります。×…補償対象になりません。

#### STEP-2

### 運転される方の年齢に合わせて「年齢条件」をお決めいただけます。

「年齢条件」はSTEP1の「A.記名被保険者」、「B.Aの配偶者」、「C.AまたはBの同居の親族」、「F.A、BおよびCが営む事業に従事する従業員」の運転される方の中で、最も若い方の年齢に合わせて下表からご選択ください。

運転者の年齢	20歳以下	21歳～25歳	26歳～34歳	35歳以上
全年齢補償	○	○	○	○
21歳以上補償	×	○	○	○
26歳以上補償	×	×	○	○
35歳以上補償	×	×	×	○

### 運転者の年齢条件が適用される方

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④上記①～③の方が営む事業に従事する従業員の方

※「別居の未婚の子」や「友人・知人」等常時ご契約のお車を運転しない方は年齢にかかわらず、補償の対象となります。

○…補償対象になります。×…補償対象になりません。

STEP 2 で年齢条件が「26歳以上補償」または「35歳以上補償」をご選択した方は、ご契約のお車を主に使用する方（記名被保険者）の年齢<sup>(注1)(注2)</sup>に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。

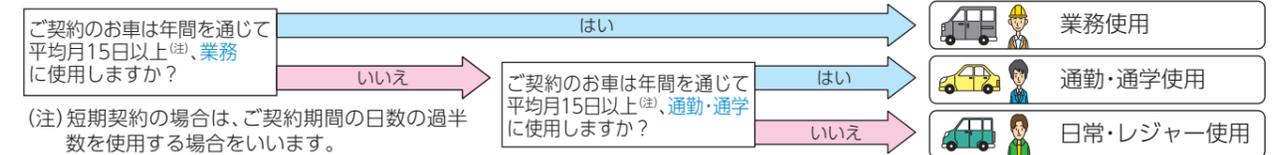
年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分
	29歳以下
「26歳以上補償」または「35歳以上補償」	30歳～39歳
	40歳～49歳
	50歳～59歳
	60歳～69歳
	70歳以上

(注1) 記名被保険者の年齢条件区分については、保険料算出の区分であり、補償される運転者の範囲を制限するものではありません。

(注2) 記名被保険者の生年月日および年齢は必ず告知していただく必要があります。なお、1年契約および短期契約の場合については、保険始期日時での記名被保険者の年齢で判断します。また、保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合についても、始期日（長期契約の場合は始期当日）における記名被保険者の年齢で判断します。

### 2 自動車の使用目的

#### ご契約のお車の使用目的を設定していただきます。



### 3 ノンフリート等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下（ノンフリート契約者）の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

(ご注意) ノンフリート等級別料率制度や割増引率は将来変更となる場合があります。

#### ①新たにご契約される場合

6等級(S)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方が2台目以降のお車について新たにご契約される場合<sup>(注1)</sup>で、複数所有新規契約の特則の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。

※複数所有新規契約の特則の適用条件については、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。

1台目のご契約	6等級(S)	割増3%	2台目以降のご契約	7等級(S)	割引38%
---------	--------	------	-----------	--------	-------

#### ②継続してご契約される場合(他社からの切替契約を含みます。)

ご契約の保険期間が1年の場合<sup>(注2)</sup>、保険期間中に無事故であれば、更新契約の等級が1等級上がります。

また、保険金の支払対象事故が発生した場合、更新契約の等級が1等級ダウン事故1件について「1つ」、3等級ダウン事故1件について「3つ」下がります。ただし、「ノーカウント事故」は事故件数に数えず、等級は下がりにません。

#### 【ノンフリート等級別割増引率】

等級	割増				割引															
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率 (%)	無事故の場合																			
	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有の場合																				
							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

#### 事故有係数適用期間とは

ご契約の保険期間が1年<sup>(注2)</sup>で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、更新契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故1件	3年
1等級ダウン事故1件	1年

(注1) ご契約の始期日時時点で1台目のご契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)がある場合をいいます。

(注2) 保険期間が1年未満または1年超のご契約の場合、取扱いが異なります。

#### (例)18等級で3等級ダウン事故が1件あった場合の割増引率と適用期間

◇3等級ダウン事故(1件)があった翌年の契約には事故有係数適用期間「3」を加えます。  
◇1年間経過することにより翌年の契約では事故有係数適用期間「1」を減じます。



#### 事故の種類とその内容について

事故の種類	更新後のご契約の等級の取扱い
ノーカウント事故 ●対人賠償責任保険の臨時費用保険金事故 ●被害者救済費用等補償特約事故 ●心神喪失等による事故の被害者損害補償特約事故 ●人身傷害補償保険事故 ●傷害一時金保険事故 ●人身傷害の生活支援費用補償特約事故 ●人身傷害の入院時等サポート費用補償特約事故 ●地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約事故	他の事故がない場合、 <b>+1等級</b>
1等級ダウン事故 ●原動機付自転車に関する特約事故 ●弁護士費用等補償特約(自動車事故型) ●弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型) ●事故・故障時ロードアシスト特約事故 ●事故・故障時代車費用補償特約事故 ●くるマルチぶらすに係る事故 ●「無過失事故の取扱いの特則」によりノーカウント事故として取り扱われる事故	事故1件につき、 <b>-1等級</b>
3等級ダウン事故 車両保険事故のみ、または車両保険事故とノーカウント事故との組み合わせによる事故で、下記の原因によるものについては、更新契約の等級が事故1件につき1つ下がります。 火災または爆発 <sup>(注1)</sup> / 盗難 / 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 / 台風、竜巻、洪水、高潮 / 落書または窓ガラス破損 <sup>(注1)</sup> / いたづら <sup>(注2)</sup> / 飛来中または落下中の他物との衝突 / その他偶然な事故 <sup>(注1)</sup> (注1) 飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・転覆・墜落によるものを除きます。 (注2) 被保険自動車の置行によるものおよび被保険自動車と被保険自動車以外の自動車との衝突・接触によるものを除きます。	事故1件につき、 <b>-3等級</b>

# ご契約の条件設定 (続き)

## 4 型式別料率クラス制度

### ● 型式別料率クラス制度とは

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは自家用(普通・小型)乗用車で「1～17」の17段階、自家用(軽四輪)乗用車で「1～3」の3段階に区別され、補償の種類(車両、対人賠償、対物賠償、人身傷害)ごとに決定されます。

### ● 型式別料率クラスの見直し

料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。

ご注意
ご契約のお車に事故がなく、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、更新いただく保険料が前年より高くなる場合がございます。

## 5 保険料の払込方法

保険料の払込方法は下表のとおりです。

払込方法	概要	一括払	分割払
口座振替	ご指定の口座から自動引き落としで保険料を払い込んでいただく方法です。	○	○(注1) (5%割増)
クレジットカード払(登録方式)(注2)	クレジットカード情報の登録を行い、保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法です。	○	○(注1) (5%割増)
スマホ決済払(注3)	お客さまご自身のスマートフォン等によりコードを読み取り、決済サイトからご契約されている決済サービスを選択し、保険料をお支払いいただく方法です。	○	×
コンビニ払(注4)	弊社より郵送する「払込取扱票」を使って、コンビニエンスストアで保険料を払い込んでいただく方法です。	○	×
団体・集団扱(注5)	お勤め先やご所属の団体等を通じて保険料を払い込んでいただく方法です。	○ (5%割引)	○ (分割割増なし)
直接集金	保険料を弊社に直接お支払いいただく方法です。	○	○(注1) (10%割増)

(注1) 所定の条件を満たす場合は割増とならない場合があります。

(注2) 各クレジットカードのご利用限度額等のご利用条件については、お客さまがご契約されている各クレジットカード会社が定める会員規約やサービス利用規約等に準じます。

(注3) スマホ決済払はご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります。なお、保険料の返還が生じた際には弊社からお客さまへ現金またはお客さま口座への送金によって返還いたします。また、決済サービスのポイントによる返還はできません。

(注4) コンビニ払は一括払でかつ総保険料が30万円以内のご契約に限り、ご利用が可能となります。

(注5) ご加入には所定の条件があります。

\*ご契約内容によりご希望される払込方法をご選択いただけない場合がございますので、詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 6 保険料割引制度

### ディスカウント ゴールド免許割引

保険始期日時点で有効な記名被保険者の運転免許証の色がゴールドである場合、運転者本人限定特約の付帯の有無に応じて下表のとおり保険料を割引します。



ゴールド免許

**[割引の適用条件]**  
記名被保険者の運転免許証が、保険始期日時点においてゴールドであること。

運転者限定特約	ゴールド免許割引率
本人限定	15%
本人・配偶者限定	12%
限定なし	

※運転免許証の現物でご確認ください。

### ディスカウント 新車割引

ご契約のお車が新車の場合、補償種目ごとに下表のとおり割引します。

**[対象車種]**  
自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車

**[割引の適用条件]**  
ご契約のお車が初度登録年月(または初度検査年月)から49か月以内のお車であること。

	期間(注1)	等級	割引率			
			対人	対物	人傷(注2)	車両
自家用普通・小型乗用車	25か月以内	6等級(S)	41%	34%	46%	38%
		6等級(S)以外	10%	7%	26%	10%
	26か月～49か月	6等級(S)	32%	29%	34%	33%
		6等級(S)以外	11%	5%	15%	10%
自家用軽四輪乗用車	25か月以内	6等級(S)	33%	31%	30%	30%
		6等級(S)以外	8%	7%	13%	6%
	26か月～49か月	6等級(S)	18%	18%	23%	26%
		6等級(S)以外	10%	6%	10%	5%

(注1) 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

(注2) 傷害一時金の割引率は、人身傷害保険の割引率と同一となります。

### ディスカウント AEB割引

衝突被害軽減ブレーキ(AEB)を装着する自動車について9%割引します。

**[対象車種]**  
自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車

**[割引の適用条件]**

AEBを装着している自動車のうち、保険始期が型式の発売後約3年以内である自動車。

### ディスカウント ノンフリート多数割引

2台以上のお車をお持ちなら、まとめてご契約いただくと、便利でお得です。



ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として、2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、「ノンフリート多数割引」を適用します。ご契約になる台数に応じて保険料を割引します。

- ご契約者 ●ご契約者の配偶者(内縁を含む。以下同じ。)
- ご契約者またはその配偶者の同居の親族
- リース業者が保険契約者となる場合はそのリースカーの借主
- 所有権留保条項付売買契約により購入された方が保険契約者となる場合はその買主

**[割引の適用条件]**

ご契約者が2台以上のお車を一つの保険証券でまとめてご契約すること。

### ディスカウント 早期更新割引

ご契約の満期日から1か月以上前にご契約の更新が行われた場合に保険料を1%割引します。

ご契約の満期日から1か月以上前に更新されたご契約者さまを対象とします(1月1日が満期日の場合12月1日までの更新契約が対象となります。)

**[割引の適用条件]**  
ご契約の満期日の応当日から1か月以前にご契約の更新を行うこと。

### ディスカウント 福祉車両割引

ご契約のお車が福祉車両の場合に保険料を3%割引します。

**[割引の適用条件]**

ご契約のお車が消費税法に基づき、主務大臣が指定する告示「身体障害者物品およびその修理」に規定された消費税が非課税となる自動車であること。

※福祉車両割引とエコ割引を重ねて適用することはできません。エコ割引の適用条件を満たす場合でも、福祉車両割引を適用します。

### ディスカウント 運転者限定割引

運転される方の範囲を限定された場合、保険料を右表のとおり割引します。ただし、限定された運転者以外の方がご契約のお車を運転中の事故は補償されません。

運転者限定特約	割引率(注)
本人限定	約9%
本人・配偶者限定	約6%

(注) 割引率は平均的な傾向であり、実際の割引率は個々の契約により異なります。

### ディスカウント エコ割引

一定の条件を満たした「ハイブリッド車」、「電気自動車」または「圧縮天然ガス車」の場合、保険料を3%割引します。

**[対象車種]**

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車

**[割引の適用条件]**

- ご契約のお車が初度登録年月(または初度検査年月)から13か月以内のお車であること。
- 車検証上で対象自動車であることを確認できること。
  - ・ハイブリッド車:車検証の「備考」欄に「\*\*式ハイブリッド自動車」または「ハイブリッド車」と記載があるお車
  - ・電気自動車:車検証の「燃料の種類」欄に「電気」と記載があるお車
  - ・圧縮天然ガス車:車検証の「燃料の種類」欄に「CNG」と記載があるお車

※エコ割引と福祉車両割引を重ねて適用することはできません。福祉車両割引の適用条件を満たす場合は、福祉車両割引を適用します。

納得の保険料!

①ご契約の台数に応じて保険料を割引します。

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	3%
3台～5台	4%
6台以上	6%

②保険料割増なしで分割払をご利用いただけます。

※複数の保険証券に分けてご契約いただく場合でも、所定の条件を満たした場合、割引可能となります。

事務手続きが簡単!

1枚の保険証券ですべてのお車の契約ができる一括方式です。

すべてのお車を1枚の保険証券で一括してご契約いただく方式のため、契約管理が容易となります。さらに、満期日が同じになりますので、契約手続きも一括して行えます。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起きたら

STEP5

補償内容の詳細

# もし事故が起これば

事故にあわれた場合は落ち着いて以下の対応をしてください。



## 事故発生!!



### ①ケガ人を救護

[ケガ人を救護]

#### 救急119番

落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこで?・・・現場の住所は
  - どんな事故?・・・車との事故か、人との事故か、単独事故か
  - ケガ人の状況は?・・・意識がある・ない、出血等の状況
- 以上の事柄を伝えたら、指示に従って下さい。



### ②事故車を安全な場所へ

[警察へ連絡する]

#### 警察110番

落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこで?・・・現場の住所は
  - どんな事故?・・・車との事故か、人との事故か、単独事故か
  - ケガ人の状況は?・・・意識がある・ない、出血等の状況
- 以上の事柄を伝えたら、指示に従って下さい。



### ③警察へ連絡する

警察署への事故届けを忘れずに!

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書)を提出していただく必要があります。なお、この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届け出がないと発行されませんので、事故が起これば必ず警察署への届け出を行ってください。

※弊社にてお客さまに代わって交通事故証明書の取付を行うことがあります。

※人身事故の場合には、警察署への届け出にあたり、人身事故であることを正しく届け出いただくようお願いします。



### ④相手を確認する

[その場では示談はしない]

相手方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社にご相談ください。弊社が承認しないうちに補償を受けられる方ご自身が相手方と示談をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。



### ⑤事故状況と目撃者の確認をする

[大同火災へ連絡する]

事故が発生した場合には、事故状況について、直ちにご契約の代理店または弊社(下記の番号)までご連絡ください。  
※補償を受けられる方に責任がないと思われる「もらい事故」の場合もご連絡ください。

事故受付センター・・・24時間・365日受付

(事故受付センター)

0120-091-161 (通話料無料)

ご連絡いただく事故の状況

- いつ・・・事故発生の年月日、時刻
- どこで・・・事故発生の場所(番地、道路名、目標物等)
- だれが・なにを・・・相手方の氏名、連絡先、住所、その住所および氏名等
- どうして・・・事故の原因・形態(スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等)
- どうなった・・・届出警察署名、担当警察官の氏名、ケガの程度、病院名(電話番号)、自車・相手車の損傷箇所、損傷の程度、修理先(ディーラー名、整備工場名、電話番号)、損害賠償請求を受けた場合はその内容



### ⑥その場で示談しない



### ⑦取扱代理店または大同火災へ連絡

[事故車をディーラー・整備工場へ]

修理に着手される前に必ず弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に修理に着手された場合、または部品(バンパー等)の損傷が補修可能であるにも関わらず部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります(樹脂製バンパーは軽度の損傷なら補修して使えます。)



### ⑧事故車を整備工場へ

# ご注意いただきたいこと



## 契約更新サポート(満期を迎えるとき)

ご契約の更新手続きをサポートします。ご契約時に、「保険契約の更新に関する特約」がセットされているご契約が対象です。満期時に継続手続きを失念してしまい、補償がなくなることを防止することができます。

【更新のご案内】

満期日の2か月前をめどに、更新のご案内(重要事項説明書等)をお送りします。更新のご案内がお手元に到着した後に、ご契約の代理店より具体的な手続き等についてご連絡します。

【万が一の更新サポート】

万が一満期日までにご契約者のご連絡がとれず、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない場合は、「保険契約の更新に関する特約」に基づき、更新前のご契約と同様(注)のご契約内容にてご契約を自動更新(更新サポート)します。

(注) 車両保険の保険金額を見直したうえで自動更新(更新サポート)します。その他の内容も一部変更となる場合があります。  
※「保険契約の更新に関する特約」を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新サポート)された場合には、更新後契約の内容を示した保険契約継続証を発行します(保険証券は発行しません。)。ただし、この保険契約に「保険証券等の不発行に関する特約」が付帯されている場合を除きます。  
※過去の事故の発生状況等により、ご契約条件の見直しが必要な場合など、ご契約が自動更新(更新サポート)されない場合には、あらかじめ弊社よりご連絡します。



## その他ご注意いただきたいこと

### ■ご契約について

- ・保険期間は原則1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約いただけます。
- ・保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- ・満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ・ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

### ■共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

このパンフレットは「DAY-GO! くるまの保険(個人用総合自動車保険)」の概要をご紹介したものです。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。ご契約手続きから20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

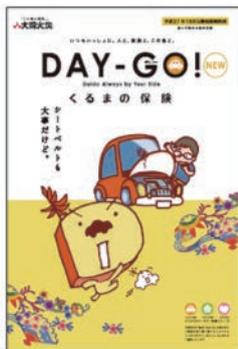
もし事故が起これば

STEP5

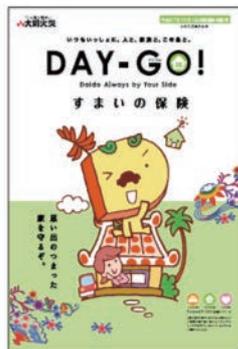
補償内容の詳細・ご注意いただきたいこと

# あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリーズ

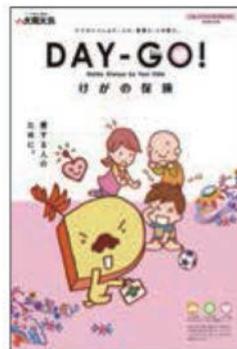
大同火災の「DAY-GO!」は、「安心」「充実」「納得」「家族」をコンセプトに、暮らし(DAY)のさまざまなリスクをカバーする総合保険として、お客さまとご家族をしっかりお守りし、充実の補償をご提供いたします。



▲くるまの保険  
どんな自動車事故もこれであんしん!



▲すまいの保険  
あらゆるリスクからすまいをお守りします。



▲けがの保険  
万が一のケガからお客さまをお守りします。

## Web約款およびWeb証券のご利用をおすすめしています。



「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」や「保険証券」を「冊子・紙」ではなくインターネット上でご確認いただけるWeb約款およびWeb証券をおすすめしております。お申込時にWeb約款またはWeb証券を選択していただき「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または「保険証券」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。また、「Web約款」および「Web証券」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



申込書にてWeb約款およびWeb証券をご選択いただく。



紙やインク、

エネルギーが削減される。



紙資源となる

森林の保全に貢献する。



サンゴ保全活動に寄付をする。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ (<https://www.daidokasai.co.jp/>) に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間: 午前9:00~午後5:00  
(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎️ 0120-671-071

ご不満・ご意見・ご要望 ☎️ 0120-331-308

ロードサービスをご利用の際には下記ゆいゆいサポートセンターにご連絡ください。

ゆいゆいサポートセンター専用ダイヤル

24時間・365日受付

フリーダイヤル ☎️ 0120-024-090 (通話料) 無料

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

24時間・365日受付

フリーダイヤル ☎️ 0120-091-161 (通話料) 無料

FAX 098-863-5596

※耳や言葉の不自由なお客さま専用の事故受付表をご用意しております。詳細につきましては下記URLへアクセスのうえご参照ください。  
<https://www.daidokasai.co.jp/support/service/>

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎️ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間: 午前9:15~午後5:00 (土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

LINE 公式アカウントはじめました!  
防災情報をお届け!

この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号  
(ホームページアドレス) <https://www.daidokasai.co.jp/>



UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●お申し込み・お問い合わせは